



2024年9月2日

東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部
常務執行役員 首都圏本部長
小川 治彦 殿

JR東日本輸送サービス労働組合東京地方本部
執行委員長 中山 貴宏

通知書

JR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は、2024年4月24日に提案された「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」に基づき、2024年10月発足予定である上野統括センター・東京統括センター・中野統括センター・池袋統括センターに関わる東地申第62号から東地申第65号の解明申し入れを提出し、2024年7月11日及び12日に首都圏本部と団体交渉を開催しました。しかし、団体交渉の議論において首都圏本部からの回答の多くは「ワーキンググループで検討中である」として、統括センター発足後の具体的な働き方や労働環境が変化することが示されず、私たちが求めた申し入れの内容に対して理解・納得感のある回答が示されなかった為、東地申62号から東地申65号における団体交渉は不誠実交渉であることを通告せざるを得ない事態となりました。団体交渉において信義誠実の原則に基づき誠実交渉義務を履行することは労使議論の根拠をなすものであり、JR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は、2024年7月15日開催「第6回地本大会」での討議を経て、「東地申第1号 施策を通じた労使議論の否定を直ちに改め、誠実交渉義務の履行を求める緊急申し入れ」を2024年7月16日に提出し2024年8月1日に首都圏本部と団体交渉を行いました。しかし、東地申第1号の団体交渉においても首都圏本部の労使議論に臨む姿勢は、誠実交渉義務を履行するどころか、「ワーキンググループは始まったばかりであり検討しようとしている」「団体交渉開催時点でワーキンググループでは検討中である為、事実をその通り伝え」と回答し、施策を提案した首都圏本部が説明責任を果たさないうちで、「ワーキンググループで決まったことや労働条件が変わるもの等、会社が必要であると判断すれば提案を行う」と労使議論を実質的に否定する回答が示されたため、東地申第1号においても不誠実交渉であり不当労働行為

であると同時に、一刻も早く労使議論における誠実交渉義務の履行を求める為、労使間の取り扱いに関わる協約第69号に基づき第三者機関を活用することを通告しました。

JR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は、2024年8月2日に東京都労働委員会へあっせんで申請しておりますが、2024年9月1日現在においても東京都労働委員会より首都圏本部からの回答があった旨の連絡はありません。JR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は首都圏本部に対して、東地申第1号交渉の主旨や東京都労働委員会へあっせん申請を行っている事柄は、団体交渉における信義誠実の原則に基づき誠実交渉義務を履行することは労使議論の根拠をなすものであり、東地申第62号から東地申第65号の議論内容に限った内容ではないこと。首都圏本部の団体交渉へ臨む姿勢に改善が見られないため、労使紛争状態の解消が最優先課題であり他の団体交渉の開催に至らないことを繰り返しお伝えしております。したがって、首都圏本部へ下記の通り求めますので誠実にかつ早急に対応することを要請します。

記

1. 2024年9月5日までにあっせんについて受けるか受けないかの判断を行い東京都労働委員会へ回答すること。

以上

**首都圏本部は一刻も早く回答を示し
誠実交渉義務を履行すべきだ！**

**【首都圏本部が「あっせん」に応じるのか否か】
9月5日までに東京都労働委員会への
回答を求めて「通知書」を手交する！**